

骨子案(山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
------	-----------------------------------

福祉保健部子育て支援課

従 = 従うべき基準、参 = 参酌すべき基準(以下同じ)

【本則】

基準	幼保連携型認定こども園に関する基準	県が定める基準の考え方
参	設備運営基準の目的(第2条) 幼保連携型認定こども園の園児が心身ともに健やかに育成されることを保障する	<p>山梨県独自基準</p> <p>(非常災害対策) ・本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の児童福祉施設の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にするとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備、職員への定期的な周知についても追加して規定する。</p> <p>避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>(食育計画の公表) 保育の充実と質を高めるため、食事を外部搬入する場合、食育計画の公表について規定する。(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>(食の安全・安心の確保、地産地消) 幼児期から、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、地産地消に取り組むことを規定する。(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>その他 ・その他については、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	設備運営基準の向上(第3条) 設備運営基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる	
従	学級の編制(第4条) 満3歳以上の園児は学級を編制 一学級は35人以下を原則 学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制	
従	職員の数等(第5条) 学級ごとに担当する専任の保育教諭を1人以上配置 満4歳以上の園児...30人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満の園児...20人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満の園児...6人につき1人以上 満1歳未満の園児...3人につき1人以上 調理員の配置 副園長又は教頭、養護教諭、事務職員等の配置	
従	位置等(第6条) 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定める 設備は指導上、保健衛生上、安全上、管理上適切なものとする	
従	園舎及び園庭(第7条) 園舎・園庭の設置 園舎は2階建以下を原則 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設置 園舎及び園庭は同一敷地内又は隣接地が原則	
従・参	園舎に備えるべき設備(第8条) 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備を設置(設置義務) 乳児室...1.65㎡×2歳未満の園児数(ほふくしない者) ほふく室...3.3㎡×2歳未満の園児数(ほふくする者) 保育室...1.98㎡×2歳以上の園児数 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室を設置(努力義務)	
参	園具及び教具(第9条) 必要な園具及び教具の配備、改善、補充	
従・参	教育及び保育を行う期間及び時間(第10条) 教育週数...39週以上(原則) 教育時間...4時間/日 教育及び保育の時間...8時間/日(原則)	
従	教育及び保育の実施(第11条) 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育及び保育の内容は、その園児の心身の状況に適合するように行う。	
参	子育て支援事業の内容(第12条) 保護者に対する子育て支援 地域の需要に応じた子育て支援の提供	
参	掲示(第13条) 幼保連携型認定こども園である旨を掲示	
従・参	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の準用(第14条) 読替表のとおり	

【附則】

基準	幼保連携型認定こども園に関する基準	県が定める基準の考え方
-	施行期日（第1条） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日	本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
従	みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置（第2条） 施行日から5年間は職員配置については、従来による 設備については、当分の間、従来による	
従	幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例（第3条） 施行日から5年間は副園長又は教頭については、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法の登録（保育士）を受けた者	
従	幼保連携型認定こども園の設置に係る特例（第4条） 施行日の前日までに現に幼稚園・保育所を設置している者が、幼稚園・保育所を廃止して、同一の所在地で、幼稚園・保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、保育室等・園庭の面積等の特例が適用される	